平成 28 年度保健管理年報

【保健管理センター平成28年度業務実績資料集】

平成29年7月31日

国立大学法人東京外国語大学 保健管理センター

-	2	-
---	---	---

はじめに

保健管理センターの役割は「学生・教職員の皆さんに健康で安全な大学生活、職場環境を 提供すること」です。本年報はこの1年間の保健管理センターが取り組んだ内容です。第 一には毎年行われる健康診断です。就職、留学のとき健康診断書の提出を言われることが あり、順調に進めるのに大切です。健康診断には体調の変化が明らかになる前に変化を把 握し、早く回復するようにする進める役割があります。学生の方々にも生活習慣がもとに なる生活習慣病の兆しが見えることがあります。対応できることについては生活指導など 進めております。さらに学内で生じた疾患、事故に対するプライマリケアとしての対応で す。クラブ活動に伴う事故では、入学間もない1年生の特に4、5月に生じることが見ら れています。入学間もない大学生活になれない時期での運動では慎重に行うことが必要と 考えられます。大学生の時期には体格の成長はほぼ終了していますが、メンタルについて は、社会に出て行く前の時期でもあり、大きく変化する時期です。このような時期にはメ ンタルについて不調を意識することもあります。これらのことについてもメール相談をは じめとして取り組んでおります。さらにその時々で流行のきざしが見えたり、話題となる 疾患があります。これらについて「ほけせん便り」として読みやすいかたちで提供してい ます。これらにはメンタルに関連したことも取り上げて、自己スクリーニングが行うこと ができるようにしております。メンタルについてはこれらのみで十分ではありませんが、 自らのメンタルの大切さに気付いてもらえればと思います。このように保健管理センター では大学ですごす人々が目的を十分に達するための助けになればと取り組んでいます。

平成29年7月31日

東京外国語大学 健康管理センター所長

 学校医・産業医
 山
 本
 勇

 看護師
 平
 戸
 美
 絵

【目次】

[はじめに]

[Ⅰ.目標と計画]	
1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理関連事項)	
	••••6
2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成28年度~33年度(抜粋:保健	管理関連事項)
	••••7
3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成28年度~33年度(抜粋:保健	管理関連事項)
	••••9
4. 平成28年度国立大学法人東京外国語大学年度計画(抜粋:保健管理関連	基事項)
	••••11
[Ⅱ. 管理運営]	
1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程	••••14
2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会要項	••••17
3. 個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン	••••18
4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	••••19
[Ⅲ. 各種健康診断等事業]	
1. 各種健康診断の日程・内容・対象	••••22
2. 春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季健康診断(合算)	••••23
3. 春季新入学生の健康診断受診状況(Ⅲ-2表の一部抜粋)	••••24
4. 外国人留学生健康診断	••••24
5. 職員健康診断・人間ドック	••••25
6. 健康診断証明書発行	••••25
[IV. プライマリケアおよびカウンセリング等事業]	
1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)	••••28
2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)	••••30
3. カウンセリング・精神神経科相談・コミュニケーションサポート	••••32
4. 外国人留学生カウンセリング	••••32
[V. 各種教育啓蒙事業]	
1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象	••••34
2. アルコール (エタノール) パッチテスト	••••34
3. 学部講義	••••34
4. 保健管理センターホームページ・メール相談概要	••••35
5. メール相談利用実績	•••35

•••36

6. 「ほけせん」便り発行概要

Ⅰ.目標と計画

I-1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理 関連事項)

> 2002 年 9 月 25 日評議会承認 2007 年 1 月改訂

・・・・・地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学をめざして・・・・・

本学学則はその第1条で本学の基本目的を次のように謳っている。「外国の言語とそれを基底とする 文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与 え、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的とする」。知のありかたや大学をめぐる状況が 急速に変化しつつある現在、この本学の基本理念を新しい時代にふさわしい形で実現していくため に私たちは何をなすべきか。このグランドデザインはこうした問題意識にもとづき、1年余におよぶ全 学的な議論を経て策定された。私たちは、このグランドデザインで提示されている方向性を導きの糸 としつつ、すべての知恵と力を結集して本学の将来を切り開いていかなければならない。

I 拠点大学化

- 1. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の拠点
- 2. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する学際的かつ先端的な研究拠点
- 3. 日本語教育研究の世界的な拠点
- Ⅱ 国内外の大学連携等による教育研究の高度化推進
- Ⅲ 国内外における社会連携の展開
- IV 豊かな学生生活の実現
 - 1. 日本人学生と外国人学生が共学・協働する多言語・多文化交流キャンパスの実現
 - 2. 修学・就職・保健・生活面における多元的な学生支援体制の確立

学生相談室、グローバル・キャリア・センター、保健管理センターなどを中核として、TA制度、オフィス・アワーなどを活用して、学生が心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、多角的・複合的な学生支援システムを整備する。とりわけ留学生については、寄宿施設、交流施設、学生チューター制度を充実するとともに、奨学金制度を初めとする支援体制を拡充する。また、障害を持った学生が快適な学生生活を送ることができるバリアフリーな環境を整備する。

- 3. 学生との協働による充実した教育及び学生生活の確立
- 4. 卒業生およびその他の修了生との内外ネットワークの強化
- V 拠点大学としての基礎整備

I-2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成28年度~33年度(抜粋:保健管理関連事項)

平成28年3月1日文部科学大臣提示

(前文)大学の基本的な目標

世界諸地域と日本を結ぶ教育研究拠点大学 世界の言語・地域の理解を基盤とし、異文化間の対話と相互理解、 地球社会における人々の共存・共生に寄与する東京外国語大学

東京外国語大学は、1873年に建学された東京外国語学校の使命を引き継ぎ、外国の言語と それを基底とする文化一般を研究・教授し、言語を通して外国に関する理解を深めること を目的として、日本と世界諸地域を結ぶ人材を養成してきた。

やがて建学 150 周年を迎えるにあたり、世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の中心として、また、学際的研究拠点としての役割をさらに明確にする。すなわち、広い視野と優れた言語運用能力、世界の諸地域に関する深い知識を備え、異文化間の相互理解に寄与し、日本と世界を結ぶ人材、地球的課題に取り組むことのできる人材の養成を目指すとともに、世界の最先端の水準をもつ研究成果を発信する。

教育においては、日本のグローバル化を先導する大学として、キャンパスのグローバル化や、海外の教育機関と連携した世界の言語・文化・社会の教育研究を通じて、地球的課題に取り組み、世界諸地域の人々と協働できる多言語グローバル人材を養成する。また、日本社会の文化的発信力を強化する教育研究の機能を高めるために、国際的視野からの日本研究を推進し、留学生教育の拠点として国内外の教育機関と連携する。

研究においては、グローバルな視点に基づく世界諸地域の政治・経済・社会、文化・諸言語の研究並びに日本及び日本語に関する研究を推進する。また、共同利用・共同研究拠点として、アジア・アフリカ地域の諸問題及び諸言語に関する研究をリードし、研究蓄積を情報資源化する事業を国内外の研究機関・研究者とともに推進する。

社会貢献においては、自治体や民間企業、各種 NGO と多面的に協働し、世界諸地域・諸 言語に関する知識や研究成果と、多文化共生社会の実現をめぐる具体的課題とを結ぶ社会 実装教育に取り組む。また、知識社会における生涯教育やリカレント教育のニーズに積極 的に応え、大学が中心となって市民社会の文化的活性化を図る。

このようにして本学は、これまで培ってきた日本を含む世界諸地域の知識・経験をもとに、 多面的な大学連携を推進する「ネットワーク中核大学」として、高等教育全体のグローバ ル化を牽引し、地球社会における人々の共存・共生に寄与する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

2016(平成 28)年 4 月から2022(平成34)年3月まで

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科等並びに別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。

別表1(学部、研究科等)

学部	言語文化学部
	国際社会学部
研究科	総合国際学研究科

別表2(共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)

【共同利用·共同研究拠点】

アジア・アフリカ言語文化研究所

【教育関係共同利用拠点】

留学生日本語教育センター

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
 - 1 教育に関する目標
 - (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標
 - (2)教育の実施体制等に関する目標
 - (3)学生への支援に関する目標

本学で養成する人材が、海外若しくは海外と関連がある場面で活躍することを想定し、学習 支援、経済的支援、保健支援の体制を強化するとともに、社会との接続を意識したキャリア 教育及び就職支援体制を強化する。

- (4)入学者選抜に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標
- 4 その他の目標
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 - 1 組織運営の改善に関する目標
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標
 - 3 事務等の効率化・合理化に関する目標
- Ⅲ 財務内容の改善に関する目標
 - 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標
 - 2 経費の抑制に関する目標
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標
- Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 - 1 評価の充実に関する目標
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標
- V その他業務運営に関する重要目標
 - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標
 - 2 安全管理に関する目標

全学的な危機管理体制に基づき、キャンパス内における安全管理の啓発を行うとともに、 海外留学及び教職員の出張先での危機管理についてもマネジメント体制を整える。

3 法令遵守等に関する目標

I-3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成28年度~33年度(抜粋:保健管理関連事項)

平成28年3月1日文部科学大臣認可

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- (3)学生への支援に関する目標を達成するための措置 学生の心身両面の問題等に対応するため、指導教員と学生相談室及び保健管理センターが 連携し、支援を必要とする学生の情報共有体制を整え、適切な支援を行う。
- (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するため の措置
- 4 その他の目標を達成するための措置
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

国内外における学生及び教職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を 推進するため、外部のノウハウを導入し、管理体制を強化する。とりわけ海外留学については、 『海外旅行・留学 危機管理ハンドブック』を活用した学生指導を継続して行い、学生の海外に おける安全管理意識をさらに高める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

VI 予算

- VII 短期借入金の限度額
- VⅢ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- IX 剰余金の使途

X その他

- 1 施設・設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標期間を超える債務負担
- 4 積立金の使途

I-4. 平成 28年度国立大学法人東京外国語大学年度計画(抜粋:保健管理関連事項)

平成 28年度文部科学大臣届出

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- (3)学生への支援に関する目標を達成するための措置 学生の心身両面の問題等に対応するため、指導教員と学生相談室及び保健管理センターが 連携し、支援を必要とする学生の情報共有体制を整え、適切な支援を行う。
- (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するため の措置
- 4 その他の目標を達成するための措置
- (1)グローバル化に関する目標を達成するための措置
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
 - 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
 - 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
 - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

国内外における学生及び教職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進するため、外部のノウハウを導入し、管理体制を強化する。とりわけ海外留学については、『海外旅行・留学 危機管理ハンドブック』を活用した学生指導を継続して行い、学生の海外における安全管理意識をさらに高める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

VI 予算

VII 短期借入金の限度額

- VⅢ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- IX 剰余金の使途
- X その他
- 1 施設・設備に関する計画
- 2 人事に関する計画

Ⅱ. 管理運営

Ⅱ-1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程

昭和47年7月4日制定 改正昭和53年2月1日 平成12年4月1日 平成16年4月1日 平成19年3月23日 平成21年9月15日 平成25年7月23日 平成27年3月24日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則(以下「学則」という。)第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター(以下「センター」という。)の管理運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、厚生のための全学共通施設として、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、必要に応じて関係部局の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 保健管理に関する専門的な調査研究
- (2) 保健管理の実施に関する企画立案
- (3) 定期及び臨時の健康診断等による健康評価並びに事後の保健指導と措置
- (4) 心身両面の保健に関する健康相談及び応急処置と短期的投薬
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健に関する知識の普及
- (7) 国立大学法人東京外国語大学安全衛生管理規程第9条第1項に定める産業医が、同条第3項に定める産業医の職務を遂行する際の、産業医に対する協力と支援
- (8) 広義の健康保持増進に関する専門的な調査研究と業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) 看護師又は保健師
- (5) 事務職員その他必要な職員

(所長)

第5条 センターの所長は、本学の教授をもって充てる。

- 2 所長は、センターを代表し、センターの管理及び運営を掌理する。
- 3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の末日は、当該所長 を指名した学長の任期の末日とする。

4 所長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 削除

第7条 削除

(保健管理センター運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。
- (1) 学内保健管理に関する重要事項
- (2) 所長候補者及び教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターに属する教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期 の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。
- 3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
- 4 第8条第2項第2号に規定する事項については、事務局長を除き審議する。
- 5 第8条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席を もって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第9条第1項に規定する委員その他の教職員のうちから、委員会が定める者

をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第13条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附則

この規程は、昭和47年7月4日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、改正前の規程第8条第1項第4号及び第5号の規定により選出された 委員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成12年4月30日までの任期を平成12 年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年7月23日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学保健 管理センター規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

Ⅱ-2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会要項

平成26年4月1日

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程(昭和47年7月4日制定。以下「規程」という。)第12条第3項に基づき、国立大学法人東京外国 語大学保健管理センター(以下「保健管理センター」という。)の教員選考に関する小 委員会について必要な事項を定める。

第2条 保健管理センターの教員を選考するために、規程第12条第1項に基づき、教員選考に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

第3条 小委員会は、保健管理センター教員の公募要項の原案を作成し、応募者の選考を行う。 2 小委員会委員長は、前項の公募要項の原案を保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に提出する。なお、保健管理センター所長は、運営委員会で承認された公募要項について、学長の了解を得るものとする。

- 3 小委員会は、公募要項に基づき募集を行い、応募状況を運営委員会に報告しなければ ならない。
- 4 小委員会は、応募者について、教員としての適格性を審査し、採用候補者として適任者1名を 選考し、小委員会委員長は、選考経緯及び選考結果を選考報告書として文書により運営委員会 に提出しなければならない。なお、採用候補者として適任者がいない場合も同様とする。

第4条 小委員会は、5名の委員をもって組織するものとする。

- 2 小委員会に委員長を置き、運営委員会の推薦に基づき保健管理センター所長が指名する。
- 3 小委員会委員長は小委員会を招集し、その議長となる。小委員会委員長に事故ある時は、あらかじめ小委員会委員長の指名する小委員会委員がその職務を代行する。
- 4 運営委員会が必要と認めるときは、小委員会に小委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 小委員会は、小委員会委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。 2 議事は、出席した小委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 この要項に定めるもののほか、保健管理センターの教員選考に関し必要な事項は、運営 委員会の議を経て、保健管理センター所長が定める。

附則

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

Ⅱ-3. 個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン

2005年06月08日 保健管理センター所長 保健管理センター運営委員会

保健管理センターが学生・職員等、保健管理センター利用者の個人情報を取り扱う際は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第549号)、又は別に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

1. 個人情報に関する利用目的の特定

保健管理センターは、取り扱う個人情報の利用目的を特定し、『保健管理センターにおける 個人情報の利用目的について』として、これを公示する。

2. 個人情報の収集

保健管理センターは、健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて個人情報を収集するが、その際、利用目的につき本人の同意を得るものとする。但し、以下の①~④においては、例外的にこれを必要としない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき
- 3. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用、又は第三者への提供を行わない。但し、以下の①~④を例外とする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合であって、本人の同意を得る事が 困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターの全ての職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

5. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・減失・毀損の防止等、個人情報の安全管理 の為に、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

Ⅱ-4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について

2005年06月08日保健管理センター所長保健管理センター運営委員会

2005 年 4 月 1 日、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されました。これまでも保健管理センターにおいては、医療職にとどまらず、全ての健康に関わる情報取扱者には守秘義務があることに留意し、個人情報の適切な取り扱いに関して万全の体制をとってきました。

加えてこの法律の施行を受け、保健管理センターが健康診断、診療、カウンセリング、文部 科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて収集 し管理する個人情報の利用目的を、以下の通り特定することにします。

- 1. 学生を対象とした保健管理
- 2. 保健管理センターに所属する医師が産業医に選任されている場合には、職員を対象とした産業衛生管理
- 3. 外部医療機関との医療連携(医療を目的とした医療機関への紹介・医療機関からの医療を目的とした照会に対する回答)
- 4. 健康診断書および健康診断証明書の発行
- 5. 医療、保健指導、カウンセリングの提供
- 6. 医療、保健指導、カウンセリングの提供を目的とした家族への病状説明
- 7. 法令(学校保健法、労働安全衛生法、結核予防法、感染症予防法等)によって義務づけられている届け出行為
- 8. その他
 - ・ 保健管理および産業衛生管理に関する資料作成、医学研究、心理学研究
 - ・ 学生・職員以外の保健管理センター利用者に対する応急的医療の提供

[付記]

- 1. 上記事項につき、同意できない場合や疑問点がある場合には、職員に申し出てください。申し出がない場合には、同意が得られたものとします。
- 2. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の了解を取得します。

Ⅲ. 各種健康診断等事業

平成28年度

Ⅲ-1. 各種健康診断の日程・内容・対象

健康診断種目	実施日程	健康評価項目	対象者
入学時健康診断	4月5日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	新学部生·新大学院生 新編入学部生·研究生 留学生日本語教育C学
春季定期健康診断	4月7•8日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	学部生・大学院生・研究生
入学時健診 春季健診 再検査	4月15日	視力・血圧・尿定性	有所見者
入学時健診 春季健診 個別指導	4月15日 以降	生活指導·学外医療施設受診指導	確定有所見者
飲酒耐性検査	5月16日 ~5月20日	アルコールパッチテスト	希望者
職員健康診断	6月1・2日	身体計測・視力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)・内科診察・心電図・ 血液生化学・末梢血液算定・聴力測定	職員
職員健診 個別指導	7月上旬	生活指導·学外医療施設受診指導	有所見者
人間ドック受診者 個別指導	7月上旬	生活指導·学外医療施設受診指導	受診した職員のうち希望者
留学生健康診断	10月12日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察・ 血液生化学・心電図・末梢血液算定	外国人留学生
秋季健康診断	10月12日	身体計測・視力・聴力・血圧・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	学部生・大学院生 研究生の春季健診 未受診者
留学生健診 秋季健診 再検査	10月19日	視力・血圧・尿定性	学部生・大学院生 研究生の春季健診 未受診者
留学生健診 秋季健診 個別指導	11 月中旬	生活指導·学外医療施設受診指導	有所見者
酒耐性検査	11月7日~11月11日	アルコールパッチテスト	希望者

Ⅲ-2.春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季定期健康診断(合算)

111 62			平成 28 年度		(平)	成 27 年度;参	\$考)
対象		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
	男子	290	273	94.1%	250	244	97.6%
学部1年	女子	524	511	97.5%	547	540	98.7%
	小計	814	784	96.3%	797	784	98.4%
	男子	279	108	38.7%	290	126	43.4%
学部 2 年	女子	590	334	56.6%	563	353	62.7%
	小計	869	442	50.9%	853	479	56.2%
	男子	302	129	42.7%	341	133	39.0%
学部 3 年	女子	637	336	52.7%	645	345	53.5%
	小計	939	465	49.5%	986	478	48.5%
	男子	457	174	38.1%	431	188	43.6%
学部 4 年	女子	780	365	46.8%	767	420	54.8%
	小計	1,237	539	43.6%	1,198	608	50.8%
	男子	1,328	681	51.3%	1,312	691	52.7%
学部合計	女子	2,531	1,546	61.1%	2,522	1,658	65.7%
	合計	3,859	2,230	57.8%	3,834	2,349	61.3%
	男子	220	86	39.1%	214	72	33.6%
大学院合計	女子	346	153	44.2%	332	158	47.6%
	合計	566	239	42.2%	546	230	42.1%
留学生日本語	男子	23	23	100.0%	29	29	100.0%
教育センター	女子	15	15	100.0%	18	18	100.0%
(学部進学)	合計	38	38	100.0%	47	47	100.0%
留学生日本語	男子	9	9	100.0%	8	8	100.0%
教育センター	女子	17	17	100.0%	15	15	100.0%
(研究留学生等)	小計	26	26	100.0%	23	23	100.0%
	男子	1,580	802	50.8%	1,563	800	51.2%
総計	女子	2,909	1,731	59.5%	2,887	1,849	64.0%
	合計	4,489	2,533	56.4%	4,450	2,649	59.5%

Ⅲ-3.春季新入学生の健康診断受診状況(Ⅲ-2表の一部抜粋)

			平成 28 年度		(平)	成 27 年度;参	*考)
対象		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
	男子	289	261	90.3%	249	221	88.8%
学部新1年	女子	517	493	95.4%	547	505	92.3%
	小計	806	754	93.5%	796	726	91.2%
	男子	67	50	74.6%	51	36	70.6%
大学院新1年	女子	105	85	81.0%	101	76	75.2%
	小計	172	135	78.5%	152	112	73.7%
留学生日本語	男子	23	23	100.0%	29	29	100.0%
教育センター	女子	15	15	100.0%	18	18	100.0%
(学部進学)	小計	38	38	100.0%	47	47	100.0%
留学生日本語	男子	9	9	100.0%	6	6	100.0%
教育センター	女子	17	17	100.0%	10	10	100.0%
(研究留学生等)	小計	26	26	100.0%	16	16	100.0%
	男子	388	343	88.4%	335	292	87.2%
総計	女子	654	610	93.3%	676	609	90.1%
	総計	1,042	953	91.5%	1,011	901	89.1%

Ⅲ-4. 外国人留学生健康診断

対象		7	平成 28 年度	Ę	(平月	戈 27 年度;参	参考)
刈家		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学如 + 学院	男子	258	72	27.9%	219	50	22.8%
学部·大学院 留学生	女子	587	147	25.0%	463	123	26.6%
笛子生 	小計	845	219	25.9%	682	173	25.4%
留学生日本語	男子	23	21	91.3%	29	29	100.0%
教育センター	女子	15	15	100.0%	18	17	94.4%
(学部進学)	小計	38	36	94.7%	47	46	97.8%
留学生日本語	男子	2	2	100.0%	2	2	100.0%
教育センター	女子	3	3	100.0%	4	4	100.0%
(研究留学生等)	小計	5	5	100.0%	6	6	100.0%
	男子	283	95	33.6%	250	81	32.4%
総計	女子	605	165	27.3%	485	144	29.7%
	総計	888	260	29.3%	735	225	30.6%

Ⅲ-5. 職員健康診断・人間ドック

			平成	28 年度		(平成 27 年度;参考)					
対	象	与在 ***	受診	者数	亚头龙	北岳 本米	受診	者数	亚孙龙		
		対象者数	職員健診	人間ドック	受診率	対象者数	職員健診	人間ドック	受診率		
	男	174	98 32		74.7%	171	92	46	80.7%		
教 員	女	110	69	20	80.9%	101	68	20	87.1%		
	小計	284	167	52	77.1%	272	160	66	83.1%		
	男	88	66	7	83.0%	93	67	16	89.2%		
事務員	女	98	86	6	93.9%	90	71	10	90.0%		
	小計	186	152	13	88.7%	183	138	26	89.6%		
	男	262	164	39	77.5%	264	159	62	83.7%		
総計	女	208	155	155 26		191	139	30	88.5%		
	計	470	319	65	81.7%	455	298	92	85.7%		

Ⅲ-6. 健康診断証明書発行

	4月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
平成 28 年度	171	1,312	486	300	147	131	165	65	58	51	48	188	3, 122
(平成 27 年度)	233	907	496	843	365	165	139	97	44	68	81	160	3, 598

IV. プライマリケアおよびカウンセリング等事業

Ⅳ-1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)

11 1. /	/ 1	//	/ 1 -	711 /	וייסייו			11 11	/ 1 _	L-/ 'J/	1 11 2	~/	
	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月	計
上気道炎	20	29	25	8	4	6	37	24	32	20	9	4	218
気管支喘息			2	2	1		1	2		1			9
他呼吸器疾患	2		1	1			2		4		1		11
胃炎・腸炎	6	6	6			2	8	9	13	7	1	2	60
便秘	1		1					1					3
口内炎等		1	1						1				3
虫垂炎	1	1					2		1				5
他消化器疾患	1	2	1		1				2			3	10
高血圧症		1											1
不整脈	1							1					2
冠動脈疾患													0
他循環器疾患		1											1
頭痛	2	4	1		1		2		2			4	16
脳貧血	2	1					4						7
神経痛									1				1
脳血管障害													0
他神経疾患		1	1			1			1		1		5
花粉症	2	1					1			1			5
薬剤アレルキー													0
他アレルギー疾患	1	1				1	1	1					5
尿路結石										1			1
膀胱炎	1		1			1			1				4
腎炎	1												1
他腎尿路疾患	2	3								2		1	8
糖尿病	1				1			1					3
高脂血症													0
痛風等													0
他代謝疾患							1	1	1				3
貧血		1	1				2						4
他血液疾患	1						1	2	4				8
創傷	9	12	18	8	1	1	16	17	5	3		3	93
熱傷		1	1					7					9
他外科疾患		1					2	1					4
	4	3	10	2	1	1	5	2	1	4			33

	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
関節痛等		8	4	1	6	2	5	3			3		32
骨折•脱臼													0
他整外疾患	1	3	3		1		1	1	1		1		12
湿疹•皮膚炎	2	3	4			1		1				1	12
白癬菌症													0
蕁麻疹													0
帯状疱疹													0
他皮膚科疾患	3	6	3			2	4	10	4	1	3	3	39
めまい・耳鳴				1	1			1					3
中•外耳炎										1			1
鼻出血										1			1
他耳鼻科疾患		1					1			2		1	5
眼精疲労													0
結膜炎		1				1							2
麦粒腫		1											1
眼内異物				1							1		2
他眼科疾患	1	2				1	2		1			1	8
生理痛	3	5	5	1		1	3	4	1		1	2	26
生理不順		1	1										2
妊娠他													0
他婦人科疾患							2						2
不眠	1					1				1			3
摂食障害													0
神経症			1										1
他精神疾患		2	1			1		2	2	2	1		11
歯痛・歯障害	1	1											2
他歯口腔疾患			1					1		1			3
身体保健相談	16	31	36	21	9	6	17	34	28	16	16	13	243
内科精神相談	9	4	25	11	6	11	20	8	13	13	15	16	151
病診連携対応	24	40	43	11	9	7	19	19	22	15	5	7	221
休養室使用	11	34	32	15			47	17	27	13	2		198
処置・測定等	18	30	33	16	3	2	28	30	11	12	1	2	186
総計	148	243	262	99	45	49	234	200	179	117	61	63	1,700
参考;平成 27 4	年度												
総計	196	217	288	96	44	53	178	201	136	114	61	40	1,624

Ⅳ-2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)

	<i>,</i> , .	///	1 3	11 /1	7.7(1/1)		111V	1 H 71	- (11 11 /7/5	Z.1.47	14 11 25	/ ` /	-
	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
上気道炎	4		10	1	2	2	11	6	8	10	6	5	65
気管支喘息													0
他呼吸器疾患						1	1						2
胃炎•腸炎	1	1	1	1	1	3	1	4	3	2	1	4	23
便秘													0
口内炎等				1						1	1		3
虫垂炎													0
他消化器疾患	2			1	1		2			1			7
高血圧症				1	2								3
不整脈				1			1		2		1		5
冠動脈疾患				1	1	1	1						4
他循環器疾患			1		1		1						3
頭痛			1	1		3	2	2					9
脳貧血													0
神経痛													0
脳血管障害										2			2
他神経疾患			2							1			3
花粉症	1												1
薬剤アレルキー													0
他アレルギー疾患													0
尿路結石													0
膀胱炎													0
腎炎			1										1
他腎尿路疾患										1			1
糖尿病						1			2				3
高脂血症													0
痛風等													0
他代謝疾患					2						1		3
貧血	1										1		2
他血液疾患						1				1			2
創傷		2	2		1	1	3			4		2	15
熱傷				1				1					2
他外科疾患								1					1
		1		1								2	4

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月	計
関節痛等	1	3	2	1	2	3		1		1			14
骨折•脱臼													0
他整外疾患	2												2
湿疹•皮膚炎													0
白癬菌症													0
蕁麻疹												1	1
帯状疱疹													0
他皮膚科疾患					2	2	1			1			6
めまい・耳鳴	1	2	1										4
中·外耳炎											2		2
鼻出血													0
他耳鼻科疾患						1	1		1				3
眼精疲労													0
結膜炎													0
麦粒腫					1					1			2
眼内異物													0
他眼科疾患		1								1			2
生理痛				1		1							2
生理不順													0
妊娠他													0
他婦人科疾患													0
不眠													0
摂食障害													0
神経症													0
他精神疾患											1		1
歯痛・歯障害								1					1
他歯口腔疾患													0
身体保健相談	7	1	5	20	9	14	3	4	8	4	1	6	82
内科精神相談	2	3	8	2	5	3	9	5	6	5	8	13	69
病診連携対応	5	1	1	4	1	3		1	1	3		1	21
休養室使用		1		1			2	5				9	18
処置・測定等		3	4		1	2	3	2		4		4	23
総計	27	19	39	40	32	42	42	33	31	43	23	47	417

参考;平成27年度

4.0	10	0.0	0.7	Ε0	4 -	25	0.4	0.1	00	0.4	0.4	0.0	220
総 計	19	33	37	50	15		24		22	34	24	26	330
													i

Ⅳ-3. カウンセリング・精神神経科相談

※平成28年度より、一般学生を対象としたカウンセリングの窓口は相談室に移管しました。 保健管理センターでは、留学生を対象としたカウンセリングのみを行っております。

【精神神経科診療利用者数(平成27度;参考)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
合 計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

[※]平成27年度の精神神経科診療は、精神科医が不在のため行われませんでした。

【精神神経科診療利用者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
合 計	_	_	3	0	0	0	1	1	2	0	1	0	8

【コミュニケーションサポート利用者数(平成27年度;参考】

		4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
Ī	合 計	6	6	7	4	5	5	5	5	5	8	7	10	73

【コミュニケーションサポート利用者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
コミュニケーション	5 4	5	4	3	4	5	7	4	7	4	6	6	59

Ⅳ-4. 外国人留学生カウンセリング

【外国人留学生カウンセリング利用者総数(平成28年度;参考)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	計
来 室	6	9	15	15	_	_	13	6	12	10	11		97
電話・メール	0	0	0	0	=	_	0	0	0	0	0	_	0
合 計	6	9	15	15	_	_	13	6	12	10	11		97

V. 各種教育啓蒙事業

V-1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象

事業種目	実施日程	タイトル・目的・内容	対象者
アルコールパッチテスト(1)	5月16日~20日	エタノール耐性を個別に判定し、	△⇔⊬/△疄昌
) //J=/////// / XP(I)	5月16日~20日	適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
アルコールパッチテスト(2)	11月7日~11日	エタノール耐性を個別に判定し、	全学生/全職員
) //J=///// / / //(2)	11 7 7 17 11 1	適正な飲酒行動修得を支援	主子生/ 主椒貝
ホームページ	稼働	保健管理センター活動に関する各種案内と	全学生/全職員
W-71	7371到	広報;自己学習資料の提供	主子生/ 主椒貝
メール相談室	稼働	面談カウンセリングへの導入を目的とした	全学生/全職員
メール相談主	7371到	メールによる心理相談	主子生/ 主椒貝
ほけせん便り	12 回発行	保健管理センター活動に関する各種案内・広報	全学生/全職員
(みり せん)戻り	12 四光11	自己学習資料の提供	土十工/ 土椒貝

V-2. アルコール(エタノール) パッチテスト

	平成 2	8 年度	(平成 27 年	F度:参考)
	第1回	第2回	第1回	第2回
学生参加者数	10	1	122	9
職員参加者数	1	0	1	1
合計参加者数		12		133

V-3. 学部講義

	平成 28 年度	(平成 27 年度:参考)
受講者数		

V-4. 保健管理センターホームページ・メール相談概要

[http://www.tufs.ac.jp/common/is/hoken/right.html]

第1層	第2層	第3層
	保健管理センター概要	記事
	中•長期的運営方針	記事
保健管理センターは どんなところ?	保健管理センタースタッフ紹介	記事
CN/42C/7:	施設・設備紹介	記事
	保健管理センターー研究者要覧	記 事
	利用日·利用時間案内	記 事
保健管理センターを 利用するには	投薬に関する基本ポリシー	記 事
171/11 9 WICIA	健康診断証明書の発行案内	記 事
	入学時健康診断	記 事
	春季定期健康診断	記 事
保健管理センターの	秋季健康診断	記 事
年間行事に参加しよう	留学生健康診断	記 事
	職員健康診断	記事
	アルコールパッチテスト	記 事
	メール相談室とは?	記 事
メール相談室	メール相談室利用にあたっての注意事項	記 事
	メール相談の申し込み	メール機能
個人情報の取扱について	個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン	記 事
川四八月報の玖玖(ごう)い	保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	記 事
新着情報	ほけせん便り新規発行分	記 事
保健情報 up to date	ほけせん便り抜粋等	記 事

V-5. メール相談利用実績(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	計
平成 28 年度	2	2	2	4	2	2	3	2	2	2	1	1	25
(平成 27 年度)	3	2	1	1	2	2	1	2	0	5	1	5	25

V-6. 「ほけせん」便り発行概要

, 0. (611)	
第 160 号	ジカ熱・デング熱について
第 161 号	熱中症
第 162 号	秋季定期健康診断のお知らせ
第 163 号	急性アルコール中毒
第 164 号	麻疹の一部地域での増加
第 165 号	インフルエンザの流行が近づいています
第 166 号	ノロウィルス感染症
第 167 号	平成 29 年度 春季定期健康診断のお知らせ
第 168 号	平成 29 年度入学時健康診断のお知らせ
第 169 号	肺結核
第 170 号	『うつ』について
第 171 号	『社交不安症』~対人恐怖~